

保護者の皆様へ

天理市教育委員会

就学援助制度についてのお知らせ

市教育委員会では、小・中学校に在籍し経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費などの費用の一部を援助する制度を実施しています。この制度を利用しようと思われる保護者の方は、下記により通学されている学校へ申請書を提出してください。

記

- 対 象** : 市内在住で生活保護に準ずる程度に経済的支援の必要な世帯
*審査は、世帯全員の収入や世帯構成を基に行います。
- 援助の種類** : 学用品費・通学用品費・給食費・修学旅行費・校外活動費・医療費・
新入学児童生徒学用品費（4月認定者のみ。新入学準備金を3月に支給された方には支給されません。）などで、支給限度額のあ
るものや支給対象の限られるものもあります。
- 申込期間** : 4月6日（月）から4月24日（金）まで
（4月24日以降も随時受付しますが、新入学児童生徒学用品費ほ
か一部の援助については、対象外になります。）
- 申請方法** : 学校へお申出ください。学校にある申請書にマイナンバーを記入
のうえ本人確認書類を添付し、封筒に入れて学校へ提出してくだ
さい。税の証明の添付は必要ありません。ただし、平成31年1
月1日現在、他市町村に住民票があった方は、その市町村で平成
31年度課税証明・非課税証明を取得いただき添付してください。

注意事項

- ① 昨年度に引き続き、継続して受給を希望する場合でも毎年度申請が必要で
す。
- ② 昨年度9月以降に不認定となった方で、今年度審査を受けたい方も、この期
間に再度申請してください。（ただし世帯状況に変動がない場合は、9月審査に
なりますので、4月から8月分は支給されません。）
- ③ 3月に新入学準備金の支給を受けた方も、他の費目の支給を受けたい場合は
再度申請してください。
- ④ 9月以降の支給については令和2年度の課税状況により再審査します。

問い合わせ：在籍の小・中学校または、まなび推進課 TEL63-1001（内線530）